



平成 30 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 荻 田 和 宏
(コード番号：2749 東証第一部)
問 合 せ 先 管理部長 松 宮 美 佳
(TEL 052-933-5419)

日本経済新聞社の昨日及び本日の一部報道について

昨日の日本経済新聞電子版、及び本日の日本経済新聞（中部版）において、当社筆頭株主であるマザーケアジャパン株式会社が、平成 30 年 3 月 23 日開催の当社臨時株主総会（以下、「本総会」といいます。）における議決権行使の算入に不正があったと主張して、損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こしたと報じられました。

現時点において、訴状が届いておりませんので、訴状が届き次第対応を検討いたします。

また、上記報道には、マザーケアジャパン株式会社の議決権行使の結果を「無効」「賛否不明」などとしたことで株主提案が否決された旨が記載されておりますが、本総会においては、議決権数の取り扱いについて適法に行われております。本総会において、賛否の確認ができず、それにより「賛否の確認ができない」ものとして扱われた議決権行使はあるものの、仮に、このような出席株主のうち賛否を確認できていない株主による議決権数を全て賛成として加算したとしても株主提案の議案は決議要件を満たさず、否決となります。このような取扱いは株主総会の実務において一般的なものです。

なお、本総会においては、法令に基づき、開催に先立って裁判所に対し、独立した第三者の専門家（弁護士）である総会検査役の選任を申し立てており、裁判所により選任された総会検査役が、本総会の招集の方法及び決議の方法を調査しておりますが、当該総会検査役により裁判所に報告された本総会に関する検査報告書においては、議決権行使の算入方法も詳細に認定したうえ、「本総会の決議は適法に行われ、法令または定款に違反する事実、著しく不公正な事実は認められなかった」と報告されております。さらに、当該検査報告書には、仮に出席株主のうち賛否を確認できていない株主の議決権数を全て賛成に加算した場合でも否決となる旨も明記されております。

最後に、本総会のみならず、株主提案が提出された平成 29 年 6 月 29 日開催の定時株主総会及び同年 11 月 22 日開催の臨時株主総会におきましても、同様に総会検査役による調査が行われており、それぞれ適法に行われた旨の報告が裁判所に対してなされております。

以上